## 保育料の階層区分及び保育料一覧



階層区分	各月初日の入所(園)児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)					
	定義			0~2歳児クラス		3~5歳児クラス			
				標準	短時間	標準	短時間		
第1階層	生活保護法	による被保証	<b>養世帯</b>	0	0				
第 2-1 階層	前年度(9月以降は当年度)の 市町村民税 非課税世帯		ひとり親・ 障がい児(者) のいる世帯	0	0				
第 2-2 階層			一般世帯	0	0				
				(0)	(0)		/		
				[0]	[0]				
第 3-1 階層	前年度(9月以降は 当年度)の 市町得民税 <u>所得割額</u> (保護者合算)	48,600円 未満	ひとり親・ 障がい児(者) のいる世帯	8,750	8,550				
				(0)	(0)				
				[0]	[0]	無償化に	より、3歳		
第 3-2 階層			一般世帯	18,500	18,100		クラスは		
				(9,250)	(9,050)		保育料が0円と		
				[0]	[0]	なっており	なっております。		
第 4-1 階層		48.600円 以上 77.101円 未満	ひとり親・ 障がい児(者) のいる世帯	9,000	9,000	W//A A #	※給食費について は別途発生いたし ますので、各園へ お問い合わせくだ さい。		
				(0)	(0)				
				[0]	[0]				
第 4-2 階層			一般世帯	27,000	26,500				
				(13,500)	(13,250)				
				[0]	[0]	また、給か	食費のう		
第 4-3 階層			I円以上 0円未満	27,000	26,500		について		
				(13,500)	(13,250)		は、保護者の所得 割額の合計が		
		·		[0]	[0]		計か  以上の世 ──		
第 5 階層				35,500	34,800	•	生します。		
		97,000円以上 169,000円未満		(17,750)	(17,400)	ただし、質			
				[0]	[0]		以上の世		
第 6 階層				42,500	41,700	帯であっ	ても免除		
			0円以上 0円未満	(21,250)	(20,850)	となります	<i>f</i> 。		
				[0]	[0]				
第7階層		201.00	- E	48,000	47,100				
		301,000円以上 397,000円未満		(24,000)	(23,550)				
				[0]	[0]				
第8階層				63,000	61,900				
		397,000円以上		(31,500)	(30,950)				
				[0]	[0]				

<sup>\*</sup>年度の途中で3歳児となり、認定が3号から2号に変更された場合でも、その年度末までは0~2歳児クラスとしての保育料になります。

<sup>\*</sup>第2-2階層から第8階層の()は二人目半額、[]は三人目から無料であると示しています。

<sup>\*</sup>市町村民税非課税 : 「所得割額」に加え「均等割額」も非課税であることが条件となります。

<sup>※</sup>国の法改正により保育料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。